

Q1. 下請負人とは。

A1. 建設業法第2条第5項には、「「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。」と規定されています。

Q2. なぜ、就業履歴蓄積率を評価基準とするのか。

A2. 就業履歴蓄積率は、「建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数」としています。

カードタッチ率ともいい、CCUS登録された技能労働者がその日にカードタッチした人数の割合のことであり、計測日に入場したCCUS登録された技能労働者が、全就業日に全員カードタッチした場合は、100%となります。

これまでの事例で、日々のカードタッチを失念しているケースが多発したことが理由にあり、技能労働者による日々のカードタッチが確実に行われることを目的としたものです。

Q3. 登録事業者率の確認方法は。

A3. 施工体制台帳に記載されている企業(一人親方及び施工が2週間以内の企業を除く)に対する登録企業の割合を確認します。

受注者はシステムで出力される帳票(施工体制登録事業者一覧など)を集計して証明することとなります。

Q4. 登録技能者率の確認方法は。

A4. 現場に入場する技能者(就業が2週間以内の者を除く)全員に対するCCUSに登録している技能者の割合を確認します。

受注者はシステムで出力される帳票(施工体制登録技能者一覧など)を集計して証明することとなります。

Q5. 就業履歴蓄積率の確認方法は。

A5. 登録技能者が日々カードリーダーにタッチしている割合(登録現場における総出面に対する総カードタッチ(事後修正分を含む)の割合)を確認します。

受注者はシステムで出力される帳票(就業履歴一覧など)を集計して証明することとなります。

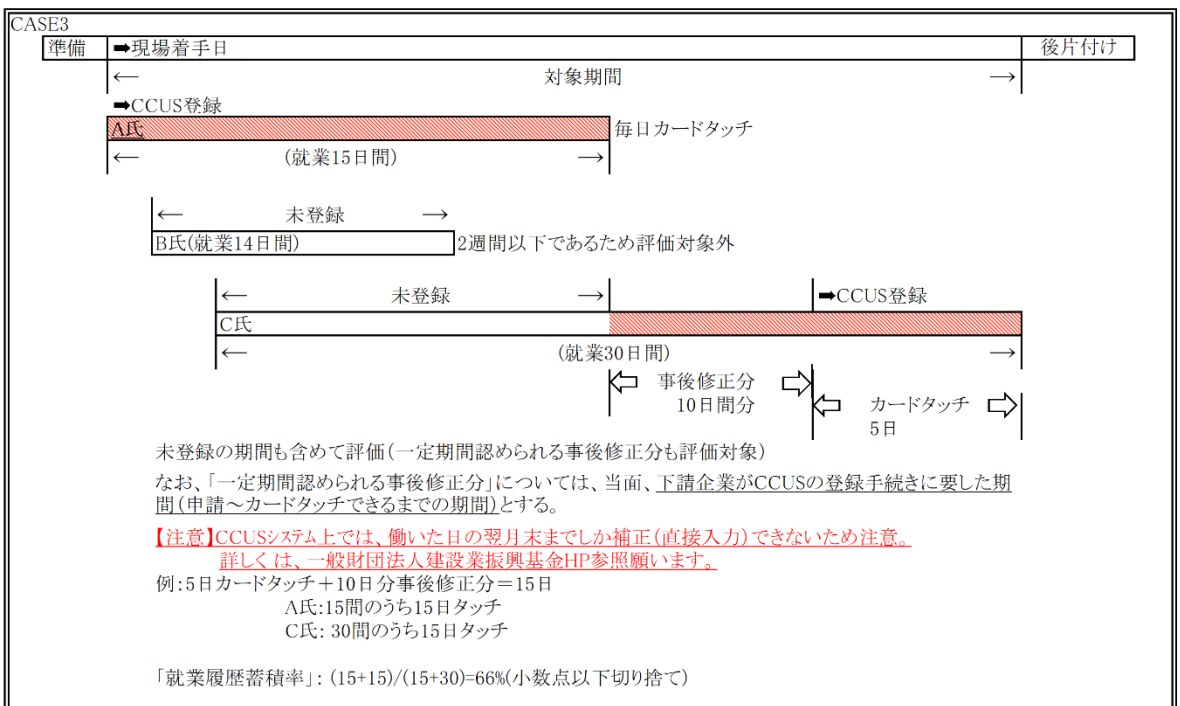
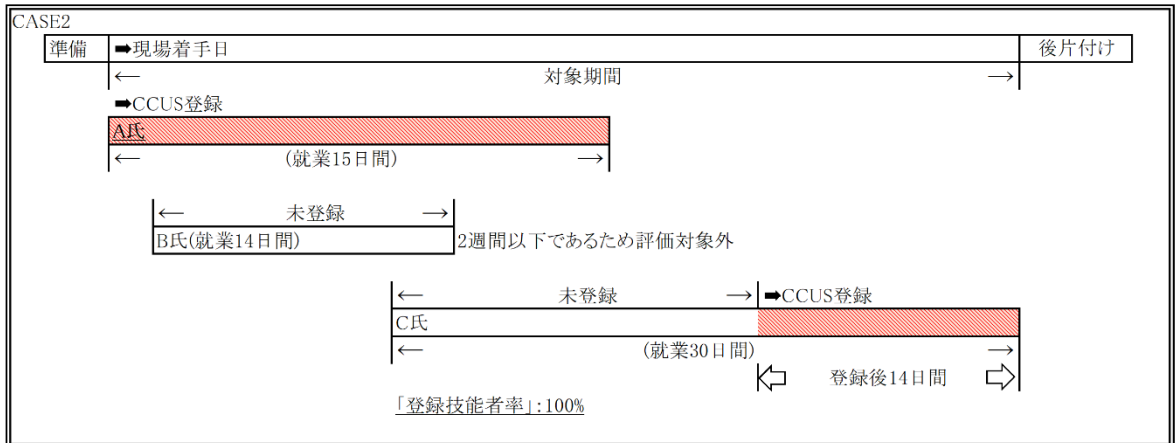
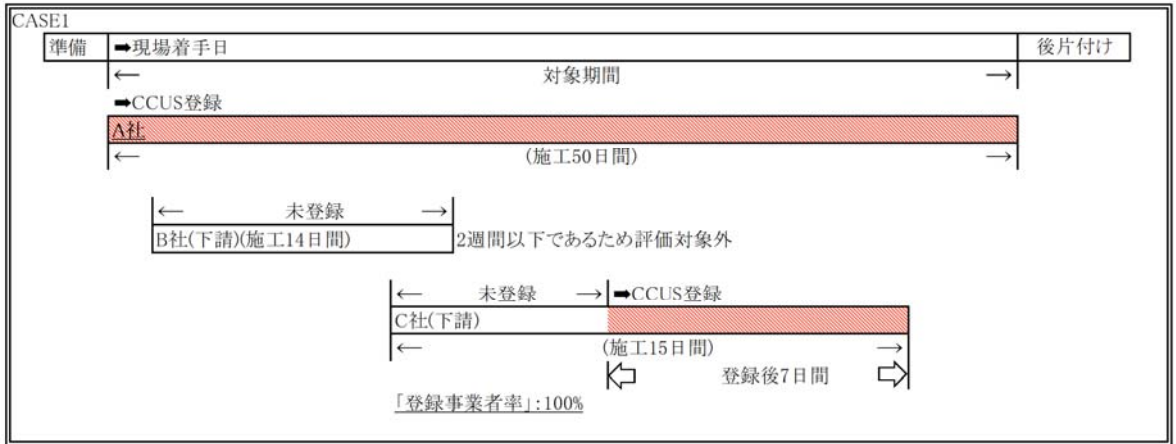
Q6. 帳票を添付しただけ、集計がされていない、など発注者が確認できない場合はどのように対応するのか。

A6. 再修正して提出していただくこととなります。

証明ができない場合は評価されません。

Q7. 下請企業が受注後に CCUS の登録をした場合、手続きに日数を要し、工期の途中から登録となった場合、どのように評価するのか。技能者についても同様に伺いたい。

A7. 工事完成時点を評価対象としています。事例を以下に示します。



Q8. 活用工事を実施する旨工事打ち合わせ簿で提出したにも関わらず基準を達成できなかった場合、ペナルティーがあるのか。

A8. 基本的にペナルティーはありません。

ただし、別紙1の様式に、達成できなかった原因対策等を記入し完成書類とともに提出してください。

また、総合評価方式で発注された工事については、受注者が総合評価方式の技術評価の「建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事」項目で加点された場合で、基準を達成できなかった場合は、工事成績評定「法令遵守等_8. その他」で減ずる措置を行います。

Q9. 対象は「技能者」となっており、主任技術者等のいわゆる「技術者」は対象外なのか。

A9. CCUS 活用工事における評価対象は、主任技術者等のいわゆる「技術者」も対象となります。

ただし、「技術者」が「技能者」としても現場で従事する場合に限ります。

※技術者は、建設業法において、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理を司る者として、監理技術者や主任技術者をおかなければならないこととされており、直接的な作業は原則行わない。

Q10. 就業日数が14日未満は評価対象外となっているが、元請企業が評価対象外とするために、下請企業に必要工期が15日以上であるにもかかわらず強制的に14日未満とする懸念がある。

A10. この場合は、必要な工期が確保されていないため、建設業法違反となるおそれがあります。

Q11. 技能者の定義はないか。

A11. 法令上、技能者(技能労働者)の定義はありません。

建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であります。

Q12. 国における建設技能者の評価制度において、35職種とは何か。

A12. 電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水施工、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、PC、鉄筋、圧接、型枠、配管、とび、切断穿孔、内装仕上、サッシ・カーテン、ウォール、エクステリア、建築板金、外壁仕上、ダクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調、運動施設、基礎ぐい工事、タイル張り、道路標識・路面標示、消防施設、建築大工、硝子工事、ALC、土工です。

Q13. 建設キャリアアップシステム利用開始前の経験の評価はないのか。

A13. 【国土交通省】建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン P6-7

において、経過措置として、当面、システムに蓄積された情報に加え、所属事業者等による経験証明により確認された情報を活用することも可能と記載があります。

経歴証明がなされた能力評価申請書は、平成 36 年 3 月 31 日までの間、能力評価実施機関に提出することができるとしており、経歴証明において証明可能な期間の範囲は、技能者が建設業に就業開始した時点から、平成 36 年 3 月 31 日までの間で国土交通省が定める日までとする。

当該日後の経験は、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報を評価する。

【経歴証明の方法】

建設キャリアアップシステムに事業者登録されている所属事業者等(元請事業者や上位下請事業者を含む。)は、能力評価申請書の経歴証明書の欄に入力・証明を行うことで、申請者のシステム利用前の就業日数と職長・班長としての就業日数を証明する。

所属事業者等による経歴証明を受けることが困難な者については、評価を受けようとする能力評価基準を策定した能力評価実施機関に対して経歴証明の申請を行い、能力評価実施機関が経歴証明を行うこととする。

経歴証明については、日数単位で証明することは困難と考えられることから、年月単位で証明する。

経歴証明による就業日数の起算点は、建設業に関する保有資格の取得年月日等を活用して、当該取得年月日等の属する月とすることを基本とする。保有資格の取得年月日等は、建設キャリアアップシステムに登録されていることから、簡易な確認が可能である。

これによらない方法をとる場合は、能力評価実施機関において起算点の確認を行うこととし、その具体的な方法(例:技能者の社会保険等の加入履歴を証明する書類等を能力評価実施機関が確認し、経歴証明を行う)については、別途、国土交通省に協議の上、能力評価実施規程に定めることとする。経歴証明を活用する場合は、経歴証明を行う者が代行して評価の申請を行うこととし、経歴証明がなされた能力評価申請書を、能力評価実施機関に提出する。

【経歴証明を活用した評価の実施】

能力評価実施機関は、能力評価申請書に記載された就業日数、職長・班長としての就業日数と、システムに蓄積されている就業日数、職長・班長としての就業日数を足し合わせた日数を、能力評価基準に基づき、評価する。

【活用期間】

経歴証明がなされた能力評価申請書は、平成 36 年 3 月 31 日までの間、能力評価実施機関に提出することができる。

経歴証明において証明可能な期間の範囲は、技能者が建設業に就業開始した時点から、平成 36 年 3 月 31 日までの間で国土交通省が定める日までとする。当該日後の経験は、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報を評価する。